

令和5年度（2023年度）巴中学校の部活動に係る活動方針

活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「市立学校に係る部活動の方針（以下、「市の方針」という。）に則り、「巴中学校の部活動に係る活動方針（以下、「学校の活動方針」という。）」を策定する。
- ・本校は設置する部活動について、市の方針に基づき、適切な運営のための体制を整備し、適切な休養日等を設定するとともに、適切な指導等を行う。
- ・本校の部活動については、市の方針に定めるもののほか、次のとおり実施する。
- ・本方針は、市教委のホームページにおいても公表する。

1 適切な運営のための体制整備

（1）設置する部活動

本校は、次の部活動を設置する。

野球部	サッカーボール部
陸上部	ソフトテニス部
ハンドボール部	バスケットボール部
バレーボール部	バドミントン部
卓球部	吹奏楽部
美術部	家庭科部
巴研究部	

（2）「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

校内に、「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。

- ・相談・要望は、郵便、電話、ファクシミリ、持参のいずれかにより、下記の連絡先あてに提出することとする。

連絡先：〒040-0021 函館市的場町12番7号

函館市立巴中学校 部活動窓口 あて

TEL 0138-56-5005 FAX 0138-56-5006

（3）年間の活動計画、毎月の活動計画および活動実績の作成・提出

- ・各部活動の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）ならびに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

- ・部活動の顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始および終了時間を遵守とともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- ・校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画および活動実績等をもとに、教員や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
- ・校長は、各部活動の顧問に対し、当該顧問が年間および毎月の活動計画、活動全般および大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配付するなどして、「学校の活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

部活動の実施にあたっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

3 適切な休養日等の設定

（1）休養日の設定

部活動の休養日については、次のとおりとする。

- ・原則、土日のいずれか1日を含む週2日を休養日とする。
- ・休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日（年末年始の休日を含む。）は休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。
- ・テスト期間前や職員会議日は、休養日とする。
- ・休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ・長期休業中は、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

（2）活動時間の設定

部活動の活動時間については、次のとおりとする。

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の土日含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的、効果的な活動を行う。
- ・大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。
- ・本校が所在する地域または活動を行う予定の地域に、気象庁等の熱中症警戒アラートが発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。